

議案第88号

朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月1日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

産科医療保障制度における補償対象基準が見直され、及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和4年1月1日から施行され、出産育児一時金等の金額が改められることから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険条例（平成17年朝来市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

## 議案第88号資料

### 朝来市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40万4,000円に1万6,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40万8,000円に1万2,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>